徳島県獣医師養成インターンシップ研修実施要領

１　目的

　　本県の畜産分野（家畜保健衛生所や畜産研究課）における獣医師の業務内容、社会的役割について、獣医科大学の学生等に理解を深めていただくとともに、将来の進路選択の一つとして考慮する機会の場とする。また、大学の単位取得研修としての受け入れも行う。

２　研修対象者

　　大学の獣医学部（科）に在学する第１～６学年

３　実施時期

県が別に定める時期に実施し、期間は原則一週間とする（土曜、日曜及び祝祭日は除く）。

１日の研修時間は午前８時３０分から午後５時までとする。

なお、業務の都合上、希望時期に実施できず日程を調整する場合がある。

４　受入施設（いずれかの施設で実施）

　（１）家畜防疫衛生センター

　　　①徳島県徳島家畜保健衛生所

　　　　　〒７７０－００４５ 徳島県徳島市南庄町５丁目９４

　　　　　電話０８８－６３１－８９５０　 FAX ０８８－６３１－８９３８

　　　②徳島県西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎

　　　　　〒７７６－０００２ 徳島県吉野川市鴨島町麻植塚１３６－３

　　　　　電話０８８３－２４－２０２９　 FAX ０８８３－２４－１３９７

　（２）徳島県立農林水産総合技術支援センター畜産研究課

　　　　　〒７７１－１３１０ 徳島県板野郡上板町泉谷字砂コウ１

　　　　　電話０８８－６９４－２０２３　 FAX ０８８－６９４－６２１１

５　研修内容

　（１）家畜保健衛生所の業務について

　　　　・畜産農家に対する防疫衛生指導業務（現場実習）

　　　　・室内検査実習（微生物学・生化学・病理学検査等）

　（２）畜産研究課の業務について

・試験研究業務

・家畜の飼養管理

　（３）その他

　　　　内容については、本人の希望及び研修先の業務の都合等により変更する場合がある。

６　研修申し込みと手続きについて

　（１）研修を受講させようとする者は、様式第１号に必要事項を記載し、徳島県庁畜産振興課宛、郵送またはメールで申し込むこと。

　（２）畜産振興課は、申し込みのあった者から対象研修生を決定し、様式第２号により大学へ通知する。

　　　　ただし、申込者が重複し研修に支障をきたすと判断した際には、先着順、または書類審査により選考し、受け入れすることとする。

　（３）研修生は、様式第３号により実習に係る「誓約書」を作成し、畜産振興課に郵送するか、または、研修当日に研修受入施設に持参すること。

　（４）研修生は、研修が終了したことを証明する必要がある場合には、それに係る書類を研修当日までに研修先に提出すること。

７　研修に要する経費

　（１）研修生は、研修に要する旅費（交通費、宿泊費）の請求を、様式第４号及び第５号により行うこととし、研修最終日から１か月以内に畜産振興課長宛請求する。旅費は、公共交通機関、宿泊施設を利用する場合に限るものとし、支給額を調整する場合がある。

 （２）その他の費用については、研修生の負担とする。

 （３）研修に要する旅費の費用弁償は、「徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業」の予算の範囲内で行う。

８　研修中の事故等

　（１）研修生は、研修中の不慮の事故に備え、原則として研修期間中の障害保険等に加入するものとする。

　（２）研修期間中の自動車事故、その他の不慮の事故については、研修受入先はその発生防止に努めることとするが、万一事故が発生した場合は、研修受入先はその責任を負わないものとする。

９　研修生の遵守すべき事項等について

　（１）研修生は、研修先への出発時及び終了時に大学もしくは担当教授に必要な指示を仰ぐこと。

　（２）研修生は、研修日程を遵守すること。やむを得ない事情等により、研修を欠席または中止する場合は、直ちに研修先に連絡するとともに、様式第６号により、研修先所属長に届出すること。その場合、研修先所属長は、受理した事項を畜産振興課へ報告すること。

※やむを得ない事情と判断した場合は、旅費の費用弁償は行うが、それ以外の研修の欠席または中止の場合は、県は費用の負担は行わない。

　（３）宿泊が必要な場合は、原則研修生が手配すること。

　（４）白衣、長靴等は研修先で準備するが、その他日常衣服、印鑑、日用品は携行すること。

　（５）研修生は、研修先の指示に従い規律ある行動をとるものとする。ただし、指示に従わず規律が乱れるときには研修を中止させることもある。なお、この場合において県は費用の負担は行わず、旅費、宿泊費等の費用は全て研修生の負担とする。

 附　則

 この要領は、平成２３年７月８日から施行し、平成２３年度事業から適用する。

 附　則

 この要領は、平成２４年４月２日から施行し、平成２４年度事業から適用する。

 附　則

 この要領は、平成２５年４月１日から施行し、平成２５年度事業から適用する。

 附　則

 この要領は、平成２７年５月１日から施行し、平成２７年度事業から適用する。

 附　則

 この要領は、令和５年５月８日から施行し、令和５年度事業から適用する。

附　則

 この要領は、令和７年３月２４日から施行し、令和７年度事業から適用する。